

令和4年 第14回

福岡市城南区選挙管理委員会
令和4年7月20日(水)
午前10時00分から

1 議 題

(1) 在外選挙人名簿に登録する者について (議案第46号)

2 その他

(1) 次回以降の委員会日程について (予定)

令和4年8月19日(金) 午前10時00分から

令和4年9月1日(木) 午前10時00分から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第 46 号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和 4 年 7 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 登録する者の数 | 1 人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和 4 年 7 月 20 日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 30 条の 6 第 1 項の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(在外選挙人名簿の登録)

第 30 条の 6 市町村の選挙管理委員会は、^{<※1>}前条第 1 項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

<※ 1 > 法第 30 条の 5 第 1 項 (要旨)

^{<※2>}前条第 1 項の規定により在外選挙人名簿に登録される資格を有する者は、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会 (当該資格を有する者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会) に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

<※ 2 > 法第 30 条の 4 第 1 項 (要旨)

在外選挙人名簿の登録は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満 18 年以上の日本国民で、領事官の管轄区域内に引き続き 3 箇月以上住所を有するものについて行う。